

別紙標準様式（第 7 条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 5 年度第 2 回枚方市廃棄物減量等推進審議会	
開 催 日 時	令和 6 年 2 月 28 日（水）	16 時 00 分から 17 時 00 分まで
開 催 場 所	枚方市東部清掃工場 3 階 見学者説明室	
出 席 者	橋本 征二 会長 早川 孝 副会長 中島 要 副会長 大下 和徹 委員 田村 有香 委員 稲森 郁子 委員 佐々木 明子 委員 中野 俊彦 委員 廣永 秀人 委員 茨木 壽子 委員 奥西 喜代美 委員 田中 誠人 委員 田 元浩 委員	
欠 席 者	石川 聡子 委員 富田 須美子 委員 小野 克史 委員 野々上 智規 委員	
案 件 名	1. 令和 6 年度 一般廃棄物処理実施計画（案）【生活排水編】について 2. 令和 5 年度の主な ごみ 減量施策の実績について 3. 令和 6 年度一般廃棄物処理実施計画（案）【ごみ編】について 4. その他	
提出された資料等の 名 称	資料 1 令和 6 年度枚方市一般廃棄物処理実施計画（案） 資料 2 一般廃棄物処理基本計画における主な施策の令和 5 年度の取組及び実績 <報告用> 参考資料 1 一般廃棄物処理基本計画における主な施策の令和 5 年度の取組及び実績 <全体版>	
決 定 事 項	・一般廃棄物処理基本計画における重点施策・事業について令和 6 年 1 月末時点の実績を確認した。 ・令和 6 年度枚方市一般廃棄物処理実施計画（案）を確認し、提案のあった内容で策定することについて了承した。	
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表	
傍 聴 者 の 数	0 人	

所 管 部 署 (事 務 局)	環境部 循環型社会推進室 循環型社会推進課
審 議 内 容	
橋本会長： 定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第2回廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。 本日もお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、本日は前半に見学会がありましたが、建設中の焼却処理施設を見られるということはなかなかないことですので、私としても貴重な経験になりました。このような機会をいただきまして誠にありがとうございます。 それでは、最初に、事務局から委員の出席状況の報告をお願いします。 事務局： 本日の委員の出席状況は、17名中13名の出席をいただいておりますので、委員の過半数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告させていただきます。 橋本会長： ありがとうございます。 続きまして、本日の審議会の傍聴希望者の確認をさせていただきたいと思えます。傍聴希望者はおられますでしょうか。 事務局： 傍聴希望者はおられません。 橋本会長： わかりました、ありがとうございます。 それでは、早速ですが、本日の会議予定時間は1時間ということで、議事に入らせていただければと思いますが、その前に資料の確認をお願いいたします。 事務局： 資料の確認をさせていただきます。 (事務局による資料の確認) 橋本会長： それでは、本日の案件に入らせていただきます。 案件1. 令和6年度 一般廃棄物処理実施計画(案)【生活排水編】について 橋本会長： 「令和6年度一般廃棄物処理実施計画(案)【生活排水編】について」です。実施計画は毎年策定されるもので、来年度の一般廃棄物の処理量の見込みでありますとか取り組みを計画としてまとめたものとなっております。 今回、来年度の計画案の内容を確認していきますが、次第を見ていただくとお分かりいただけるように、この計画案の生活排水編を先に審議いただきます。 その後、本年度のごみ処理の取り組みについてご紹介いただいた後に、改めてごみ編の計画案をご確認いただくという流れで進めさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、まず生活排水編の確認ということで、事務局から説明をお願いいた	

します。

事務局： それでは、事務局より説明させていただきます。

(資料 1 29～32 ページに基づき説明)

橋本会長： ありがとうございました。

それでは、令和 6 年度一般廃棄物処理実施計画（案）の生活排水編について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。

稲森委員： 下水道に未接続のご家庭があるということなのですが、計画案を見ると、この人口は徐々に減っていったらいいと思います。今後も減っていく傾向にあるということでしょうか。

事務局： 今後も徐々に減っていくと考えています。

稲森委員： 何か地域性の関係で、接続数が増やせないという地域もあるのでしょうか。

事務局： おっしゃっていただいたように地域の状況が影響することもあります。例えば、地形上、整備工事が難しいところや、私道などの関係者の承諾がないと工事に着手できないところがあります。こういった地域についても、工事技術の進歩や関係者へ工事着手の承諾を取っていくことで、公共下水道の整備は進んでいきます。

一方で、公共下水道の整備は済んでいても、接続されていないご家庭もありますので、引き続き接続指導も行い、下水道接続を推進しています。

稲森委員： 分かりました。

橋本会長： よろしいでしょうか。そのほか、いかがでしょうか。

では、この案件については以上とさせていただければと思います。

ここで、生活排水担当の職員の方は退室されると伺っています。ありがとうございました。

(事務局職員一部 退室)

案件 2. 令和 5 年度の主なごみ減量施策の実績について

橋本会長： それでは、続きまして、案件 2 「令和 5 年度の主なごみ減量施策の実績について」ということで、資料 2 のご説明をよろしくお願いします。

事務局： それでは、事務局より説明させていただきます。

(資料 2 に基づき説明)

橋本会長： ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明について、ご意見等はいかがでしょうか。

私から一点、ジモティーとの連携がおもしろいと思いました。現在の実証実験では、無料提供を行っているということですが、有償で取引する場合の障害みたいなものはあったりするのでしょうか。

事務局： 有償でする場合の障害についてですが、やはり料金設定の方法でしたり、補償の設定といった部分など、いろいろ課題があると考えています。実際に有償取引に取り組んでおられる自治体もございますので、実際の事例など調査を進めているところです。

橋本会長： ありがとうございます。
そのほか、いかがでしょうか。

廣永委員： 大型ごみ持出しサポートの件で、利用実績が 329 件、収集不可・未収集が 35 件とありますが、収集不可・未収集とはどういったケースなのでしょうか。

事務局： 申込みいただいたけれどもキャンセルをされた方や、実際に収集に伺いましたが、回収できなかったケースです。例えば、引越しの際に窓から搬入した大きな家具などについては、玄関から搬出できないと、市としては収集できませんので、そういったケースは未収集となっています。

廣永委員： 分かりました。

橋本会長： そのほか、いかがでしょうか。

田村委員： ふれあいサポート収集の収集登録状況について、新規登録数が増えています
が、サポート対象を拡充したことによる効果なのかはわかるのでしょうか。

また、登録抹消の件数が結構ありますが、これは要件を満たさなくなったので抹消になったということなのでしょうか。

事務局： 拡充後、実際にふれあいサポート収集をご夫婦の世帯で利用いただいているところもありますので、拡充した効果もあると考えています。

登録抹消についてですが、これは亡くなられた方等の件数となっており、今回のサポート対象の変更に伴って抹消したものではありません。

田村委員： 分かりました。

橋本会長： そのほか、いかがでしょうか。

田委員： 大型ごみ持出しサポートの拡充についてですが、18 歳未満と 75 歳以上の同居というのは、なかなか珍しいというか少ないと思います。それよりも現状の利用要件を満たしていないですが、支援が必要な一人暮らしの方がいるのではないかと思います。

実は昨日、大型ごみの運び出しの手伝いを友人に頼まれ、その友人といっしょに参加しました。手伝いに行ったところは、一人暮らしの女性の方の家でした。少しだけ精神疾患の障害があり何らかの認定をもらっている方で、その方から頼まれて友人と2人で100kg以上のオルガンを3階から下ろしました。

女性に限らずですが、一人暮らしの方が大きな家具をごみに出そうと思ったら、特に古いアパートになるとかなり難しいです。重量もさることながら、家から運び出すことができない場合があります。

個人的には、やはり社会的弱者といいますか、やっぱり困っている方を助けるという意味では、市のサービスがそういったところまで行き届いたら、より住みよいまちになると思いますので、ご検討いただけたらと思います。

事務局： 委員からいただいたご要望につきましては、同様のご要望を市議会も含めて、市にいただいています。さらなるサポートの拡充にあたっては、収集件数が大幅に増加することが予想されますので、体制整備をしっかりと考えながら対応を検討していきたいと考えています。

橋本会長： ありがとうございます。
そのほか、いかがでしょうか。

稲森委員： 大型ごみ持出しサポートについて、先ほどの説明で、玄関から搬出できないものについては、市は収集できないというお話だったんですけれども。その場合、その方は、その後、どうされたのかなとちょっと心配になってしまったんです。

現実問題として、引越しの際、ご家族といっしょに窓から搬入した物であっても、1人になった今、自分で解体することもできないという、そういったケースも少なくはないと思います。

実際に生活の質を考えたときに、自分が生きている間にそういったものをきちんと処分してしまいたいという思いの方が、これからも増えてくると思うんですね。そういうところの手当や制度の拡充なども考えていけたらなと思います。

例えば、市の指定した解体業者を紹介して下さるとか。やはり市の指定業者があると、市民の方も安心するし、頼みやすいんじゃないかなと思います。これから先のことで、そういったことも検討していただけたらと思います。

事務局： ご意見ありがとうございます。確かに、引っ越しなどで2階の窓から搬入されたとなりますと、市は専用の機材を持っていないため、なかなか運び出せない状況もありますので、ご意見をいただいたように専門の業者などを調査しながら検討していきたい思います。

橋本会長： ありがとうございます。
そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、ふれあいサポートと大型ごみの持ち出しサポートのところでご意見をいただきました。既に検討されているということでもありますけれども、引き続き検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

案件３．令和６年度一般廃棄物処理実施計画（案）【ごみ編】について

橋本会長： それでは、続いて、案件３「令和６年度一般廃棄物処理実施計画（案）【ごみ編】について」、説明をよろしくお願いします。

事務局： それでは、事務局より説明させていただきます。

（資料１ １～28 ページに基づき説明）

橋本会長： ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明について、ご意見等はいかがでしょうか。

大下委員： 25 ページの小型二次電池の市による回収については、一般社団法人 J B R C の回収対象外品を回収するという事だと思ふんですが、市で集められた後はどのように処理をされるのでしょうか。

事務局： 委託業者の方に引き取ってもらう形になります。

大下委員： 引き取り業者について、リサイクルルートが基本的に確立されているという理解でいいですか。

事務局： そのとおりです。

大下委員： 分かりました。

橋本会長： ありがとうございます。
そのほか、いかがでしょうか。

稲森委員： 4 ページの家庭用電気式生ごみ処理機の購入補助制度について、もう何年ぐらい前からちょっと記憶にないんですが、当時、市として生ごみ処理機を推進されていたことがありました。その後、本審議会では生ごみ処理機自体が、多くの電気を使うということで環境負荷が大きいという判断となり、一旦、家庭用電気式生ごみ処理機の購入補助制度の導入を止めていたと思います。当時の生ごみ処理機とは違うのかもしれませんが、この取り組みが復活した背景を教えてくださいと思います。

事務局： おっしゃられたとおり、以前にも、生ごみ処理機の補助制度を行ったことがあります。その際には、ごみの半減を目標に推進していた取り組みの一つでありましたが、騒音や悪臭が発生するということで、一旦、補助制度がなくなったと認識しております。

現在、生ごみ処理機の性能も良くなっていることや、実際に多くの市民からの補助制度の要望も入っている状況がありますので、生ごみを減量していく方法を増やすという観点からも、今回、補助制度を再開させていただきたいと考え

たものでございます。

稲森委員： その当時、課題と考えられていたことは、生ごみをごみとして排出することと比較しても、電気を使用することで、CO₂の排出が大きいのではないかということであったと思います。

本当にSDGsの推進に繋がるかどうかは、きちんと検証した上で取り組んでいただきたいと思います。本当にいいものだったら、推進するべきだと思いますので。当時の生ごみ処理機と比べると、消費電力も違うだろうし、その辺の知識が今、私にはないので、そういったところを検証されたのかなと思ってお聞きしました。

事務局： 引き続き検証を続けながら実施していきたいと思っておりますので、その辺りも含めまして、またご報告させていただきたいと思います。

橋本会長： ありがとうございます。

この点は私も以前の議論を記憶しています。生ごみを収集して燃やす方がエネルギー的にも効率がいいということで、電気式生ごみ処理機の推進を止めている自治体も増えてきて、電気を使わないコンポストタイプの生ごみ処理機に補助金を出すところが増えてきたということかなと思います。

当時の処理機と比較して、消費電力もそうですが、処理方法も変わっているかもしれないので、その辺は少し検証いただいた方がいいと思います。特に、SDGsの推進のためということとなると、疑問に思う方もいらっしゃると思いますので。

市のごみ減量としては、おそらく効果的ですけど、全体として本当にそれでいいのかといったところを検証していただければと思います。

事務局： この間、コンポスト容器を中心に生ごみ堆肥化ということで進めてきましたが、ご承知のとおり、堆肥となった後の使い道といった、出口の部分がハードルとなって、なかなか広まっていけないということもございました。

一方で、市民の方からは、生ごみの減量に協力したいという声はかなり大きい部分があります。我々としては、水切りの徹底を啓発することについても合わせて、これからもさせていただくんですけれども、やはり手軽に減量に取り組めるという、選択肢のひとつとして今回、復活させていただいたということでございます。

ただ、年数を区切って復活させて、その中で検証する中でまた引き続き行うのかどうかということについては判断をしていきたいと思っています。

市の方にはかなり生ごみ処理機の購入補助についてのご要望がきておりますので、自分たちでできる減量に協力したいというそういう思いに、今回、対応させていただいたということであります。

橋本会長： ありがとうございます。

私、家では電気を使わない回転型のものを使っています。これは堆肥としても使えるんですけれども、基本的に分解して増えないというものですので、そういったものであれば、出口の話はクリアできるのかなとは思いますが。

奥西委員： すみません。本業に関わることなので、私の分かる範囲でちょっとお答えしたいと思います。電気式生ごみ処理機というのは、以前は、バイオ式と乾燥式の2種類がありました。それから、一般の家庭で入れ物の中にためて堆肥化させるというコンポスト式です。

現在、家電メーカーでは、バイオ式はほとんどなくなったと記憶しています。乾燥式のものが主流となっています。乾燥式は、電気を使って、生ごみを乾燥することで、減量をするものです。

また、メーカーに関しては、生ごみ処理機の製造から撤退した業社も多いので、現在どこが作っていて、どの方式が生き残っているかというのはちょっと正確には分からないのが正直なところです。

橋本会長： ありがとうございます。

その辺も市の方でも調べられていますか。

事務局： 市で調べている中でも、乾燥式が主流になっているというのは聞いています。また、バイオ式のタイプのものも一部残ってることも確認しておりますので、補助制度を再開するにあたっては、その辺も念頭において補助対象を検討していきます。

茨木委員： 補助を受ける場合、どのぐらいの割合の補助が出るのでしょうか。

事務局： 過去の取り組みでは、上限1万円から3万円の金額で実施していました。

今回については、現在、検討中となりますので、明確にはお伝えできませんが、他市の状況も含めた中で平均的な価格を設定していきたいと考えています。

橋本会長： ありがとうございます。乾燥式ということは水分を飛ばすことで、自治体の処理するごみの減量となるということになるんですかね。

そのほか、よろしいでしょうか。

電気式生ごみ処理機については、以前から議論がありますので、また進捗等をご報告いただければと思います。

田村委員： 質問です。計画案2ページで、総排出量の見込みが前年度に比べて削減する、家庭系ごみも削減する見込みとなっています。事業概要から人口推移の実績をみると、枚方市の人口が減っていることがわかりますが、計画案のごみの排出量の見込みは、リサイクルなどに取り組んだことによる減量効果が大きいのか、人口減少による影響が大きいのか、その辺りはどうなのでしょう。

事務局： 計画量は、人口減少による影響と、減量施策に伴う減量効果も見込んで設定させていただいてますので、その両方を想定した形の数字となっております。

田村委員： 分かりました。ありがとうございます。

もし可能であれば、市民が積極的にリサイクルに取り組んだことによる効果が出たということが言えるように、例えば、一人当たりの排出量など市民にとって効果が見やすいような形の指標がどこかに出てるといいのかなと思いました。

橋本会長： 市で作成している事業概要で、一応、一人当たりのごみ量も掲載されているようです。家庭系ごみのみで見た場合、全体のごみ処理量でみた場合とも、一人あたりのごみ量は減っているようです。

市民がごみの減量やリサイクルに取り組んだ成果がよりわかりやすく伝えられる表現や方法が他にもあるといいかもしれませんね。

そのほか、よろしいでしょうか。ちょっと時間も過ぎてしまいましたがよろしいでしょうか。ありがとうございます。

生ごみ処理については色々のご意見をいただきましたので、また引き続き検討いただきたいと思います。

案件４．その他

橋本会長： それでは、最後の案件その他について、事務局から何かございますでしょうか。

事務局： 事務局から２点ほどお知らせしたいと思います。

まず１点目なんですけども、能登半島地震における被災地のごみ収集運搬に係る支援ということで、環境省から全国都市清掃会議に支援要請があり、２月１５日に本市で全国都市清掃会議から支援の派遣要請がございました。それで検討させていただきまして、派遣期間については３月１日から３１日ということで、ダンプ車１台になりますけども、１日当たり３人、延べ１１人を派遣させていただくことになりましたので、この場でご報告させていただきます。

次に、次回の審議会につきまして、６月頃を目途に開催予定をしております。正式な開催通知につきましては、後日皆様に連絡させていただきますので、お忙しい中恐縮ですが、引き続きご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、委員の皆様におかれましては、令和６年度も引き続き審議いただくことになりますが、それぞれの団体のご都合により委員を交代することがありましたら、恐れ入りますがまた事務局の方までお知らせいただくようにどうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

橋本会長： ありがとうございます。来年度も引き続きお願いしたいということでありまして、よろしくお願いいたします。

そのほか、皆様からなければこれで。

早川副会長： すみません。一点だけお願いです。

地域のごみ置場についてです。そこに不法投棄されたり、ルール違反のものが出されたりと、よく問題になるのがごみ置場なんですけど、昔、市の職員さんがごみ収集時にすごく丁寧にネットを扱っておられたということで、市民の方々がその姿を目撃して、自分たちもごみをきちっと分別をしてごみ出しのルールも守る

うという気持ちになったということで、市長に手紙が来たというのを聞いたことがあります。私も、きれいに管理されているごみ置場では、不法投棄やルール違反のごみが出されにくいと思っております。

私自身も地域のごみ置場をいつもチェックしているんですが、おそらく委託業者さんかと思うんですが、ネットなどの取扱いが少し雑なことがあります。そういうところを見つけたときは、きれいに戻して、不法投棄などの予防に努めています。

市の方で何か機会があるときに、ごみ収集時のネットなどの扱いについて委託業者さんにもそれなりにきちっと扱うようにということを、少しお話いただけたら非常にありがたいなと思います。よろしくお願いします。

事務局： 委託業者とは年に数回の意見交換をして、いろいろな課題も抽出しながら市民サービスの向上に向けたお話もさせていただいておりますので、おっしゃっていただいた内容についても、今後、提案としてお伝えして、どういうことができるのかということで検討させていただきたいと思います。

早川副会長： ありがとうございます。

橋本会長： そのほかなければ、これで本日の審議会を終了とさせていただければと思います。

どうもありがとうございました。